

2025 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2 年 短 縮 型】

# 法律科目試験問題：商法 (配点：80 点)

### 注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で3ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。  
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、  
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆 (HB か B)、シャープペンシル (B)、黒ボールペン又は万年筆 (黒インク) を使用すること。

(商法)

第1問

株式会社の取締役が行った競業取引（取締役が自己または第三者のためにする当該株式会社の事業の部類に属する取引をいう）によって当該株式会社が損害を被った場合における取締役の任務懈怠責任について、必要な場合分けをしたうえで、説明しなさい。

(配点：20点)

第2問

甲株式会社（以下「甲社」という）は、公開会社である株券発行会社である。甲社の定款には、定時株主総会の議決権行使の基準日を毎年3月31日とする旨の定めが置かれているが、単元株に関する定めは置かれていない。

AおよびBは、2024年3月1日の時点で、それぞれ甲社の株式200株を有する株主であり、その旨が甲社の株主名簿に記載されていた。

2024年3月25日に、Aは、その有する甲社の株式のうち100株をCに譲渡した（以下「本件譲渡①」という）。本件譲渡①に関して、Cから甲社に対する株主名簿の名義書換請求は、同年4月5日になされ、その翌日に名義書換えがなされたため、同年3月31日時点において、甲社の株主名簿上は、Aが200株の株主である旨が記載されていた。

2024年4月5日に、Bは、その有する甲社の株式のうち100株をDに譲渡した（以下「本件譲渡②」という）。本件譲渡②に関して、Dから甲社に対する株主名簿の名義書換請求は、同月15日になされ、その翌日に名義書換えがなされた。

甲社において、2024年6月28日に定時株主総会（以下「本件株主総会」という）が開催された。以下の問について、それぞれ独立したものとして、解答しなさい。

問1 Aに対して本件株主総会の招集通知が発せられ、本件株主総会においてAは200株分の議決権を行使したが、Cには本件株主総会の招集通知が発せられず、本件株主総会においてCは議決権を行使することができなかった。

Cは、Aの議決権は100株分のみであり、自らが100株分の株主であることを理由として、本件株主総会の決議の取消しの訴えを提起しようと考えている。2024年8月5日の時点においてCが上記の訴えを提起した場合、この請求は認められるか、説明しなさい。

問2 甲社の代表取締役Eは、2024年5月の段階で、AからCに対する本件譲渡①が、同年3月中に行われたことを知っていた。そこで、Eは、AおよびCに対して本件株主総会の招集通知を発し、本件株主総会において、AおよびCはそれぞれ100株分の議決権を行使した。

Aは、200株分の議決権を行使できなかったことを理由として、本件株主総会の決議の取消しの訴えを提起しようと考えている。2024年8月5日の時点においてAが上記の訴えを提起した場合、この請求は認められるか、論じなさい。

問3 甲社は、会社法124条4項本文の規定に基づいて、本件株主総会において、BではなくDが100株分の議決権行使をすることができることと定めた。BおよびDに対して本件株主総会の招集通知が発せられ、本件株主総会において、BおよびDはそれぞれ100株分の

議決権を行使した。

Bは、200株分の議決権を行使できなかったことを理由として、本件株主総会の決議の取消しの訴えを提起しようと考えている。2024年8月5日の時点においてBが上記の訴えを提起した場合、この請求は認められるか、説明しなさい。

(配点：60点)

## ＜出題の趣旨等 2025年度 商法＞

### 〔出題の趣旨〕

第1問は、会社法が定める取締役の競業取引規制の基本的な内容およびその違反があった場合の効果ならびにそれらについての利益相反取引規制との違い等を正確に理解することができているかどうかを問うものである。

第2問は、株主総会の基準日前に譲渡を受けたが名義書換えが未了の場合、および、株主総会の基準日後に譲渡を受けた場合について、名義書換えの意義、および、会社法124条4項の趣旨について検討させる問題である。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

### 〔配点〕

第1問 20点

第2問 60点

合計80点

### 〔採点基準〕

#### ・第1問について

まず、会社法が定める競業取引規制の基本的な内容を前提として、取締役が法定の機関の承認を受けることなく競業取引を行った場合と、取締役が法定の機関の承認を受けて競業取引を行った場合とに場合分けをして説明することが求められる。そのうえで、それぞれの場合において、会社法423条1項が定める要件の充足性がどのように判断されるのかを説明し、その中で、同条2項についても正確な理解の下に説明することが求められる。

#### ・第2問について

まず、問1～問3に共通する点として、株主総会決議取消しの訴えにおける原告適格および提訴期間について、適切に検討することが求められる（会社831条1項柱書き。なお、株主総会決議取消しの訴えを提起するためには、訴え提起の時に株主名簿上の株主であることを要するが、決議の当時株主であったことは必要ない）。

問1について、株主総会の基準日において株主名簿の名義書換えが未了である者は、会社に対して自らが株主であることを対抗できないため（会社130条1項・2項）、Cの主張は認められないことについて、適切に説明することが求められる。

問2について、会社の側から株主名簿の名義書換え未了の者を株主として扱うことができ

るかという問題について、争いはあるものの、判例は、名義書換えは会社に対する対抗要件に過ぎないため（会社130条1項・2項）、会社側から名義書換未了である者を株主として扱うことは可能だとしている（最判昭和30・10・20民集9巻11号1657頁）。上記の判例を踏まえた上で、Aの主張が認められるかどうかについて、適切に論じることが求められる。

問3について、Dは、本件株主総会の基準日後に株式を取得した者であるところ、かりにDによる議決権の行使を認めると、基準日において株主名簿に記載されている株主であるBの権利を害することになり、会社法124条4項ただし書きに違反する。そのため、Bが上記の法令に違反することを理由として株主総会決議取消しの訴えを提起した場合、その請求は認められることについて、適切に説明することが求められる。

以上